

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する
条例を公布する。

平成25年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第43号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部
を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年墨田区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「予定価格」を「予定価格が」に改める。

第3条中「予定価格」を「予定価格が」に、「又は動産」を「若しくは動産」に、「又は売払い」を「若しくは売払い」に改め、「限る。）」の次に「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（その他の議決事件）

第4条 株式の売払いでその予定価格が2,000万円以上のものは、法第96条第2項の規定により議会の議決に付すべき事件とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。